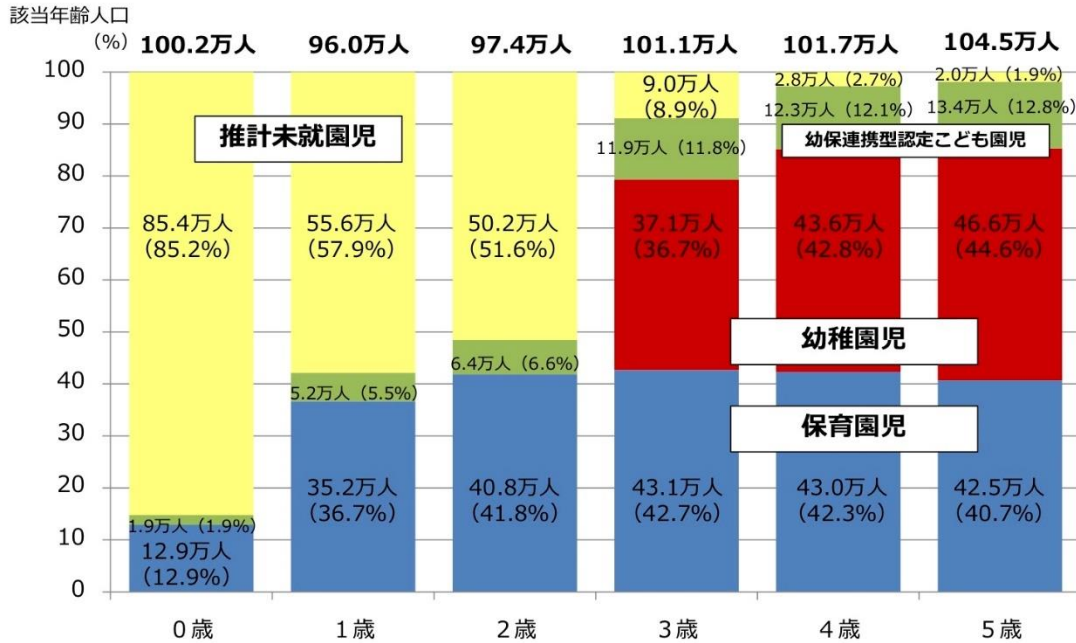


# 保育園・幼稚園などの年齢別利用者数と その割合が示唆する今後の保育所経営

## 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合 (H29)



※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」(平成29年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成28年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」(確定値、平成29年5月1日現在)より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」(平成29年4月1日現在)より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成28年10月1日現在)より。

※「推計未就園児」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

出所:内閣府 子ども子育て会議(第36回)「幼児教育の無償化について」(2018年7月30日)

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_36/pdf/s2-2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_36/pdf/s2-2.pdf)

上記グラフは、2017年現在での未就学児を年齢別に分けて、保育園、こども園、幼稚園を利用している人数とその割合について表したものである。

今、国を挙げて「子ども・子育て支援新制度」への移行が進められている。この主旨を簡潔にまとめると『旧制度の幼稚園は午後2～3時で保育が終わってしまうため、未就学児を抱える若い親(特に母親)が子育てと仕事を両立させることが困難である。そのため、保育園と幼稚園の両方の機能を持つ“こども園”を整備することや、保育園のための国家予算を増やすことによって、未就学児を預かる時間を増やす』ということである。

グラフの年齢人口からもわかるように、最近の年間出生数は100万人前後で推移している。今後も徐々に減少していくという見通しであると同時に、女性の社会進出の気運は今後ますます上昇すると予想されている。そうなれば、保育園児・こども園児(グラフの青色・緑色部分)を増やさなくてはならず、さらには未就園児(グラフの黄色部分)を減らすよう、政府や自治体だけでなく、保育事業者の努力が必要となる。

幼稚園児(グラフの赤色部分)については、幼稚園は保育園やこども園のように夕方以降まで子どもを預かる場所ではなく、“預かり保育”を実施している幼稚園もあるものの、多くの幼稚園は午後2～3時頃までとなっている。内閣府の調査によれば、「旧制度の幼稚園のうち、子ども・子育て支援新制度へ移行する予定がない、又は、将来に移行が明確でない幼稚園が半数を占める」となっている。しかしながら、女性の社会進出が一層加速するなど、今後の日本社会全体の方向性を考えれば、こども園に移行しない幼稚園は減り、保育園・こども園は増えていくことは自明である。

また、保育サービスを受けるには費用がかかることになる。国立社会保障・人口問題研究所の調査(2015年)では、理想の子ども数を持たない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が30歳未満では77%、30～34歳では81%となっている。内閣府の調査(2014年)では「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供がほしいと思うと思うか」との質問に対し、「将来の教育費に対する補助」が69%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59%となった。

2019年10月から開始される予定の『幼児教育無償化』の対象範囲は、①3～5歳児では、全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用、②0～2歳児では、当面、住民税非課税世帯に限定、③就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)などとなっている。無償化政策によって負担額が減るのであれば、経済学の原理に沿って考えると、保育サービスを受けようとする世帯数も増え、保育サービス市場も活況となるであろう。

その場合、保育事業者において大事なことは、需要量が増えることを喜んでいるだけの姿勢ではなく、乳幼児と親に選ばれる保育内容をしっかり解析し、それらを供給する経営姿勢である。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。